

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度設置基準

川崎市マンション段差解消工事等費用助成制度要綱第2条第5号の規定に基づき、段差解消工事等の設置基準を次のとおり定める。ただし、川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）の協議を要するものについてはこの限りでない。

1 傾斜路の基準は次のとおりとする。

- (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、ア又はイに該当する場合はこの限りでない。
 - ア 階段を併設した場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 現況の有効幅員が120センチメートル未満の場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (2) 傾斜路のこう配は、12分の1以下とすること。ただし、高低差が16センチメートル未満の場合、8分の1以下とすることができる。
- (3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、その高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (4) 高低差が30センチメートル以上の場合は、手すりを設けること。
- (5) 両側は、転落を防ぐ構造とすること。
- (6) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (7) 排水溝の溝ぶたを設置する場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造とすること。
- (8) 不燃材料を使用すること。ただし、仕上材はこの限りでない。

2 車いす使用者用特殊構造昇降機は、次のとおりとする。

専ら車いす使用者の利用に供するもので、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第2項第1号又は第2号の規定により国土交通大臣が定めた構造方法を用いる昇降機であること

3 手すりの基準は次のとおりとする。

- (1) 握りやすいものとすること。
- (2) 床仕上げ面から手すり上端までの高さは、原則として2段の場合は、上段概ね75cmから85cm程度、下段概ね60cmから65cm程度とし、1段の場合は、概ね75cmから85cm程度とすること。
- (3) 手すりの端部は、壁面又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。
- (4) 屋上、機械室への階段等の住戸の出入りに使用しない場所に設置する工事は助成の対象外とすること。ただし、集会室や避難場所に指定されている場所等に設置する手すりは対象とすること。
- (5) 高低差が16cm以上ある傾斜路に設置する工事は助成の対象とすること。

4 その他建築基準関係規定における特定行政庁の事務手数料については、助成の対象としない。

ただし、民間機関等の事務手数料についてはこの限りでない。

- 5 段差解消工事等において、当該段差解消箇所に固定されていないものは、助成の対象としない。
ただし、施工による固定等ができる場合はこの限りでない。
- 6 その他建築基準関係規定に適合すること。